

平成 22 年 6 月 23 日

各 位

水戸証券株式会社

未公開株の勧誘にご注意ください

最近、証券会社の名前を用いて、次のような未公開株の勧誘が行われておりますので十分ご注意ください。

- (1) 証券会社等金融機関ではない業者から、「証券会社(日本証券業協会会員)が特定の未公開株を買い取る」という内容の電話をし、または記載した書面を郵送し、一方で他の業者を名乗って同銘柄の購入を勧める事例
- (2) 日本証券業協会会員である証券会社を主幹事として上場が認可されたとの情報を用いて未公開株の購入を勧める事例

弊社においても、水戸証券 支店(実在しない支店名)や他の証券会社名を名乗る上記(1)と同様な事例の情報が複数寄せられておりますが、弊社では未公開株の勧誘は行っておりません。

このような場合は、当該証券会社に直接お問い合わせになるか、下記相談窓口にお問い合わせください。

<相談窓口>

- ・ 日本証券業協会 未公開株通報専用コールセンター
電話：0120-344-999 (平日 9:00~11:30、12:30~17:00)
- ・ 金融庁(金融サービス利用者相談室)
電話：0570-016811 (IP電話・PHSからは、03-5251-6811へ)
- ・ 消費者生活センター 消費者ホットライン
電話：0570-064-370
- ・ 警察庁(警察総合相談電話番号)
電話：#9110(全国共通)
ダイヤル回線及び一部のIP電話で不通の場合は都道府県の警察の相談窓口へ

金融商品取引法では、未公開株など有価証券の売買を業として行うことができるのは、第一種金融商品取引業の登録を受けている業者(第29条)に限られています。

証券取引に係る投資勧誘は、第一種金融商品取引業者以外にも証券仲介業者及び登録金融機関も行えることとなっておりますが、未公開株を投資勧誘することは、日本証券業協会の規則により、原則禁止されております。